

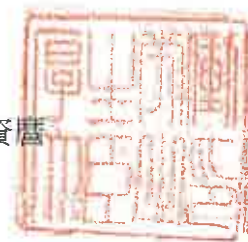
厚生労働省発基0529第1号

令和7年5月29日

労働政策審議会

会長 岩村 正彦 殿

厚生労働大臣 福岡 資麿



別紙「労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 労働者災害補償保険法施行規則の一部改正

一 介護補償給付、複数事業労働者介護給付及び介護給付の限度額等の改正

1 常時介護に係る介護補償給付、複数事業労働者介護給付及び介護給付について、介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合であつてその支出した費用の額が月額十八万六千五十円（現行十七万七千九百五十円。以下同じ。）を超えるときは月額十八万六千五十円を支給するものとする。と。

2 随時介護に係る介護補償給付、複数事業労働者介護給付及び介護給付について、介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合であつてその支出した費用の額が月額九万二千九百八十円（現行八万八千九百八十円。以下同じ。）を超えるときは月額九万二千九百八十円を支給するものとする。こと。

二 柔道整復師等に対する療養（補償）等給付の手続規定の整備について

1 都道府県労働局長が指名した施術所において、被災労働者等が柔道整復師等の治療を受けた場合、療養の費用の請求を当該施術所を経由して行っていることから、その手続について省令上新たに規定を設けることとする。

2 その他所要の改正を行う。

第二 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部改正

一 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症について労働者災害補償保険法の規定による療養補償給付を受けている者であつて常時介護を必要とするものに支給する介護料の額について、介護に要する費用として支出された費用が介護の程度に応じて月額十八万六千五十円、十三万九千五百六十円又は九万二千九百八十円（現行十七万七千九百五十円、十三万三千四百六十円又は八万八千九百八十円。以下同じ。）を超えるときは、それぞれ月額十八万六千五十円、十三万九千五百六十円又は九万二千九百八十円を支給するものとする。

第三 施行期日等

一 この省令は、令和七年八月一日から施行すること。

二 この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。

①介護（補償）等給付・介護料の最高限度額の改定について

＜改正の趣旨＞

- 労災保険法に基づく介護（補償）等給付については、業務上の事由、二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤による負傷等により一定の障害を負って介護を要する状態となった労働者に対して、介護に要した費用を介護（補償）等給付として支給している。給付額には、最高限度額と最低保障額を設け、最高限度額については特別養護老人ホームの介護職員の平均基本給を参考にして見直すこととしている。
- 今般、令和6年度特別養護老人ホームの介護職員の平均基本給が集計されたことから、最高限度額を見直す。
- また、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関し、一酸化炭素中毒症にかかった労働者に対して特別の措置を講ずるもの）の規定に基づき経過措置として支給する介護料の最高限度額についても、同様に見直す。

【労働者災害補償保険法に基づく介護（補償）等給付】

	最高限度額（月額）
常時介護を要する者	<u>186,050円</u> (177,950円)
随時介護を要する者	<u>92,980円</u> (88,980円)

※（ ）内は現行額

【炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料】

	最高限度額（月額）
常時監視及び介助を要する者	<u>186,050円</u> (177,950円)
常時監視を要し、随時介助を要する者	<u>139,560円</u> (133,460円)
常時監視を要するが、通常は介助を要しない者	<u>92,980円</u> (88,980円)

②柔道整復師等に対する療養（補償）等給付の手続規定の整備について

<改正の趣旨>

○ 労災保険法に基づく療養（補償）等給付については、業務上の事由、二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤による負傷等により療養を必要とする状態となった労働者に対して、労災保険に係る指定病院等（以下「指定病院等」という。）において療養の給付（現物給付）が行われる。また、療養の給付（現物給付）をすることが困難な場合等（※）においては、療養の費用を労働基準監督署に請求していただき、支給を行うこととしている。

（※）指定病院等が近くにない場合や指定病院等以外での療養を必要とする場合など。

○ 柔道整復師法第2条に規定する柔道整復師又はあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に基づくあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゆう師（以下「柔道整復師等」という。）の施術所において治療を受ける場合については、施術所は指定病院等ではないため、被災労働者等は療養の費用を所轄労働基準監督署に請求していただくことが原則である。

○ ただし、現行の運用上、都道府県労働局長が指名した施術所において、被災労働者等が柔道整復師等の治療を受けた場合、療養の費用の請求手続きを当該施術所を経由して行っているところ、手続きの適正化の観点から厚生労働省令（労災則）に規定することとする。

○ その他所要の改正を行う。